

丹波市多文化共生推進基本方針（案）に関するパブリックコメントの結果について

【パブリックコメントの実施状況】 募集

（１）意見の募集期間

令和6年（2024年）10月30日（水曜日）～令和6年（2024年）12月2日（月曜日）まで

（２）意見をした人数と意見の件数

人数2人（公表希望者2人） 件数32件（公表希望件数32件）

No.	ページ番号 区分	区分	意見などの概要	基本方針 (案) の修正		意見などに対する市の考え方
				有	無	
1	1、2 ページ 通常版	第1章 丹波市 多文化共生推進 基本方針の策定に あたって	持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組が推進されており、特に多様性と包摂性のある社会の実現が目指されています。具体的には、誰もが安心して暮らせる多文化共生社会の実現を目指すことが示されています。 「誰もが安心して暮らせる多文化共生社会の実現を目指す」ためには、基本理念として人権の尊重、生活支援、コミュニケーション支援、地域における多文化共生の推進が示されています。具体的には、外国人市民が安心して生活できる環境を整え、相互理解を深めるための取組目標とされていますが、最終はどのような丹波市の状態を最終目標とされているかもう少し具体的に示す方が良いのではないかと思います。		○	「第3章 多文化共生推進の基本的な考え方」において、基本理念（めざす姿）として「外国人市民が安心して日常生活を営み、地域の一員として支え合う、誰もが暮らしやすいまち 丹波市」を掲げており、さらに、「地域」、「学校」、「職場」、「公共施設・機会」の4つの場面でのめざす姿を設定し、取り組んでいくこととしています。（通常版 10 ページ）

2	2 ページ 通常版	第1章 丹波市 多文化共生推進 基本方針の策定に あたって	基本方針の計画期間が明記されていない。		○	本基本方針は、期間を定めず、社会情勢に大きな変化があり、方針を改定しなければならない事情が生じた場合に必要に応じて見直しを行います。
3	2 ページ 通常版	第1章 丹波市 多文化共生推進 基本方針の策定に あたって	○「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた・・・ →達成期限を入れる。 「持続可能な開発目標（SDGs）」の2030年達成に向けた・・・	○		SDGs の内容について確認できるよう、「資料2用語解説」に外務省HP の「SDGs とは？」にリンクする二次元コードを掲載します。 (通常版26 ページ)
4	2 ページ 通常版	第1章 丹波市 多文化共生推進 基本方針の策定に あたって	○SDGs のロゴ・ピクトグラムで →説明を入れる。 例) SDGs 17種類の目標一覧と分類 →ピクトグラムが小さく分類説明が読めない。 1 貧困をなくそう、2 飢餓を0に ～17 →17のつぎのGOALSの説明文が削除されている。 2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です。	○		No.3の「意見などに対する市の考え方」のとおり。

5	3 ページ 通常版	第1章 丹波市 多文化共生推進 基本方針の策定に あたって	○アンケート調査等を実施しました。 →「等」で表記しない方がよい。 アンケートやヒヤリング調査を実施しました。 理由：名称欄を見ると「等」はヒヤリングだけなので。	○	「アンケート調査等」については、本基本方針において、アンケート調査及びヒヤリング調査を表す言葉として使用しているため、ご意見は参考とし、このままの表現とします。
6	3 ページ 通常版	第1章 丹波市 多文化共生推進 基本方針の策定に あたって	○二次元コードの有効期間を明記すべきでは。	○	公開期限を設けていないため、二次元コードの有効期間について記載しません。
7	4、5 ページ 通常版	第2章 外国人 市民を取り巻く 現状	○・・・外国籍の市民数・・・ →・・・外国人市民・・・ 理由：「目次」で「外国人市民」を定義している。ページ4と5のみが統一されていない。	○	ここで用いている「外国籍の市民」の表記は、統計上の国籍が日本以外の方をさしています。目次で定義している「外国人市民」と同一の表現ではありません。
8	8 ページ 通常版	第2章 外国人 市民を取り巻く 現状	○・・・「言葉の違い」で、次に「文化・生活習慣の違い」・・・ →・・・「言葉の違い」で、つぎに「文化・生活習慣の違い」・・・	○	本基本方針においては、「次」の表記で統一していますので、ご意見は参考とし、このままの表現とします。

9	10 ページ 通常版	だい しょう た ぶん か 第3章 多文化 きょうせいすいしん 共生推進の きほんてき かんが かつ 基本的な考え方	○アンケート調査等の結果や・・・・意見をもとに次の基本理念・・・・を設定します。 →「等」で表記しない方が良い。 →「次の」を省いた方が「設定」のインパクトが強くなる？ アンケート調査などの結果や・・・・意見をもとに基本理念・・・・を設定します。		○	ご意見は参考とし、このままの表現とします。
---	---------------	---	---	--	---	------------------------------

10	10、11 ページ 通常版	第3章 多文化 共生推進の 基本的な考え方	基本方針の問題点として、外国人市民に対する差別や偏見が存在することが挙げられます。市民アンケートでは、3割以上が「外国人市民への差別や偏見がある」と回答しており、また、「あまりない」と含めると81.7%の人が偏見や違和感を持っている現状です。これが多文化共生社会の実現に向けた大きな課題となっています。また、生活環境においても、必要な情報が受け取れないことや、日本語でのコミュニケーションの困難さが指摘されています。これらを解決する具体的指針を示すことが必要ではないかと思えます。	○	ご指摘のとおり、外国人市民に対する差別や偏見、外国人市民の日本語でのコミュニケーションに関する課題があります。これを解決するための指針として、「第3章 多文化共生推進の基本的な考え方」の「2 取組方針」において、多文化共生施策を推進するための方向性を記載しています。(通常版11ページ)
----	------------------	-----------------------------	---	---	--

11	10、11、12 ページ 通常版	第4章 多文化共生社会の実現に向けた施策	基本方針に挙げられている必要な施策には、外国人市民への生活支援、コミュニケーション支援、地域における多文化共生の推進があります。具体的には、生活情報の多言語化や相談体制の充実、通訳サービスの提供、日本語学習機会の充実などが挙げられます。これにより、外国人市民が地域社会に参画しやすくなるための具体策を掲載して、ゴール目標数値を示すべきではないでしょうか？		○	外国人市民が地域社会に参画しやすくなるための具体策について、「第4章 多文化共生社会の実現に向けた施策」の「4 地域における多文化共生の推進」における「(3) 地域社会やまちづくりへの参画促進」に記載しています。(通常版21 ページ) また、本基本方針は、市の多文化共生施策の基本的な方向性を明らかにしたものであることから、目標数値の設定は行いません。
12	11 ページ 通常版	第3章 多文化共生推進の基本的な考え方	2 取組方針 ○めざす姿の実現に向け、次の取組方針を定め、多文化共生施策を推進します。 →「次の」を省く。 取組方針を定め、めざす姿の実現に向けて多文化共生施策を推進します。		○	ご意見は参考とし、このままの表現とします。

13	11 ページ 通常版	第3章 多文化 共生推進の 基本的な考え方	・人権の尊重 ○啓発・教育を行います。 →啓発と教育を行います。		○	ご意見は参考とし、このままの表現とします。
14	11 ページ 通常版	第3章 多文化 共生推進の 基本的な考え方	・生活支援 ○外国人市民が安全、安心して暮らせるよう、ニーズに応じた生活情報・・・ →外国人市民が安全安心で暮らせるよう、外国人市民のニーズに応じた生活情報・・・		○	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「外国人市民が安全に安心して暮らせるよう、…」

15	11 ページ 通常版	第3章 多文化 共生推進の 基本的な考え方	・コミュニケーション支援 ○市役所窓口等において・・・ →主たる窓口のみで良いのでは？ 市役所窓口において・・・ ○地域の日本語教育を推進します。 →丹波市は合併してから「旧町名」を「地域」とし、町を廃止し、住所は「○○町大字」となった。 ここで言う「地域」は旧町範囲をイメージか？ ∴「地域社会」として範囲を拡大しては？ 地域社会の日本語教育を推進します。		「市役所窓口等において・・・」について、市役所窓口のみでコミュニケーション支援を行うものではないことから、このままの表現とします。 また、「地域の日本語教育を推進します。」について、ここでいう「地域」は、旧町単位を指すものではなく、日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第四十八号)の第16条（地域における日本語教育）を参酌した表現を使用しています。
----	---------------	--------------------------------------	--	--	--

16	11 ページ 通常版	だい しょう た ぶん か 第3章 多文化 きょうせいすいしん 共生推進の きほんてき かんが かんが 基本的な考え方	・^{ちいき}地域における^{た ぶん かきょうせい}多文化^{すいしん}共生の推進 ○^{ほうしん}方針は「^{たんばし}丹波市^{た ぶん かきょうせい}多文化^{すいしん}共生^{きほん}推進基本」であるから 「^{ちいき}地域」は不要とした^{ぶんしょう}文章の^{くみた}組立てが^よ良いのでは？^{きほんりねん}基本理念に「^{たんばし}丹波市」を^い入れているから。 →・^{た ぶん かきょうせい}多文化^{すいしん}共生の推進 →・^{たんばし}丹波市における^{た ぶん かきょうせい}多文化^{すいしん}共生の推進 ○・・^{みと あ}認め合いながら、^{おな}同じ^{ちいき}地域^{いちいん}の一員として^{たが}お互 ^{そんちよう}いを^{そんちよう}尊重し、・・・ →^{じょうき}上記から ・・^{みと あ}認め合いながら、^{たが}お互^{そんちよう}いを^{そんちよう}尊重し、・・・		ここで「^{ちいき}地域における^{た ぶん かきょうせい}多文化^{すいしん}共生の推進」 と^{ひょうげん}表現しているのは、^{しさく}施策^{ないよう}の内容として、 ^{ちいきじゅうみん}地域^{た ぶん}住民^{かきょうせい}への^{いしき}多文化^{けいはつ}共生意識^{いしき}の^{けいはつ}啓発^{いしき}や ^{がいこくじんしみん}外国人^{ちいきしゃかい}市民^{さんかくそくしん}の^{さんかくそくしん}地域社会^{さんかくそくしん}への^{さんかくそくしん}参画^{さんかくそくしん}促進^{さんかくそくしん}などの ^{ちいき}地域^{かん}に関するものとなっていることから、こ の^{ひょうげん}表現^{ひょうげん}としています。 また、「^{おな}同じ^{ちいき}地域^{いちいん}の一員として」の^{ひょうげん}表現^{ひょうげん}は、 ^{た ぶん かきょうせいしゃかい}多文化^{じつげん}共生^む社会^{がいこくじんしみん}の実現^{がいこくじんしみん}に向け、^{がいこくじんしみん}外国人^{がいこくじんしみん}市民^{がいこくじんしみん}の ○ ^{いちじてき}を一時的^{たいざいしゃ}な^{おな}滞在^{ちいき}者^{いちいん}ではなく、^{おな}同じ^{ちいき}地域^{いちいん}の一員 として^{にんしき}認識^{にんしき}することが^{じゅうよう}重要^{とら}と捉^{とら}えているた め、この^{ひょうげん}ままの^{ひょうげん}表現^{ひょうげん}とします。
----	---------------	--	--	--	--

17	11、12 ページ 通常版	第4章 多文化 共生社会の実現 に向けた施策	基本方針には、外国人市民が地域社会に参画しやすくするための具体的な取組が示されています。例えば、多文化共生意識を深めるための活動や地域との交流の場づくり、地域社会やまちづくりへの参画促進が挙げられています。これらの施策は、外国人市民が「生活者」として認識され、地域に溶け込むための重要な要素です。 丹波市民が外国人市民を「生活者」と認識しているのでしょうか？働きにいられている外国人の方の認識が強いのではないのでしょうか？具体的にこの認識を払拭するために企業等の連携等が方針にあると思いますが、企業者との今後の対策を具体的に示してはどうでしょうか？ 策定委員の方に企業の方もおられ、どのような意見があるのでしょうか？		外国人市民が「生活者」として認識されているかどうかについて、アンケート調査の結果のとおり、言語や文化、習慣などの違いから外国人市民との間に壁を感じている市民は少なくないことから、「第4章 多文化共生社会の実現に向けた施策」の「4 地域における多文化共生の推進」に市民の多文化共生意識を深める取組について記載しています。（通常版21～22 ページ） また、該当委員から、雇い入れている外国人に日本の文化を知ってほしく、地域の行事への参加を呼びかけている旨の意見があったことなどを鑑みて、「第5章 多文化共生社会の実現に向けた施策の推進」において、事業所を含めた多様な主体との連携と協働の重要性について記載しています。（通常版23 ページ）
----	------------------	------------------------------	---	--	--

18	12 ページ 通常版	第3章 多文化 共生推進の 基本的な考え方	「基本理念（めざす姿）」 ○外国人市民が安心して日常生活を営み、・・・ →外国人市民が安全安心で日常生活を営み、・・・		○	「安心」は主観的なもので、人によって異なりますが、いずれも「安全」が担保されたうえで、「安心」が成り立つと捉えています。そのため、このままの表現とします。
19	12 ページ 通常版	第3章 多文化 共生推進の 基本的な考え方	「・」を接続詞にするのは「施策の体系」の表記に はどうか？ ○（１）人権啓発・人権教育の充実 →（１）人権啓発や人権教育の充実 ○（７）緊急時・災害時と災害に備えるための支援 →（７）緊急時と災害時の災害に備えるための支援 ○（１）多文化共生意識・国際理解を深めるための 取り組み →（１）多文化共生意識や国際理解を深めるための 取り組み		○	ご意見は参考とし、このままの表現とします。
20	14 ページ 通常版	第4章 多文化 共生社会の実現 に向けた施策	○・・・外国人市民が安心して暮らすために・・・ →・・・外国人市民が安全安心で暮らすために・・・		○	No.18 の「意見などに対する市の考え方」のとおり。

21	16 ページ 通常版	第4章 多文化 共生社会の実現 に向けた施策	○誰もが安心して学べる環境をつくるために、・・・ →誰もが安全安心で学べる環境をつくるために、・・・		○	No.18の「意見などに対する市の考え方」のとおり。
22	19 ページ 通常版	第4章 多文化 共生社会の実現 に向けた施策	○市役所の全ての窓口等で・・・ →主たる窓口のみで良いのでは？ 市役所の全ての窓口で・・・		○	No.15の「意見などに対する市の考え方」の前段のとおり。
23	21 ページ 通常版	第4章 多文化 共生社会の実現 に向けた施策	4 地域における多文化共生の推進 ○方針は「丹波市多文化共生推進基本」であるから 「地域」は不要とした文章の組立てが良いのでは？基本理念に「丹波市」を入れているから。 →・多文化共生の推進		○	ここで「地域における多文化共生の推進」と表現しているのは、施策の内容として、地域住民への多文化共生意識の啓発や外国人市民の地域社会への参画促進などの地域に関するものとなっていることから、この表現としています。
24	21 ページ 通常版	第4章 多文化 共生社会の実現 に向けた施策	○多文化共生のまちづくりを推進するためには、・・・ →多文化共生のまちづくりを推進するには、・・・		○	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「多文化共生のまちづくりを推進するには・・・」

25	22 ページ 通常版	第4章 多文化 共生社会の実現 に向けた施策	○外国人市民と日本人市民・地域の橋渡しとなるよ うな・・・ →外国人市民と日本人市民や地域社会の橋渡しと なるような・・・		○	ご意見は参考とし、このままの表現としま す。
26	26 ページ 通常版	資料2	「包摂性」にルビ（ほうせつせい）を入れたら？		○	ご意見は参考とし、このままの表現としま す。
27	26 ページ 通常版	資料2	○「Sustainable Development Goals」 →「SDGs」に略した文字をゴシック又は下線を入 れる。 「Sustainable Development Goals」 「Sustainable Development Goals」 ○・・・国連サミットで採択された国際目標・・・ →達成期限を入れる。 ・・・国連サミットで採択された2030年を達成 期限とする国際目標・・・	○		No.3の「意見などに対する市の考え方」の とおり。

28	26 ページ 通常版	資料2	「日本語教育」 ○外国人等が日本語を・・・ →外国人などが日本語を・・・ ○（外国人等に対して・・・ →外国人などに対して・・・	○	日本語教育の推進に関する法律（令和元年 法律第四十八号）における「日本語教育」 の説明となるため、このままの表現としま す。
29	全般 通常版	—	「〇〇等」と「等」で結ぶのは、行政事務の一般手法 であるが、民間では分かりにくい「等」は日本語で ある。「等」で結ぶと内容が抽象的になる。 ・「等」としなく「など」にして分解する。 ・本当に「等」で結ぶしか文脈が無いのかを精査し、 「等」を省く文書を工夫する。	○	ご意見は参考とし、このままの表現としま す。
30	全般 通常版	—	接続詞的な使い方をしている「次の」を省く文書を 工夫する。漢字の「次」は文書を読むとき流れを断 つ感をとまなう。ひらがなの「つぎ」に置換する方 が良い。	○	No.8の「意見などに対する市の考え方」の とおり。
31	全般 通常版	—	安心と安全は一つの四字熟語とする。数値に表せ る「安全」を前にする「安全安心」で表記すべき。	○	No.18の「意見などに対する市の考え方」の とおり。

32	ぜんぱん 全般 つうじょうばん 通常版	—	基本方針には、アンケート結果を基にした施策の今後の目標数値についての具体的な記載はありません。施策の推進に関する内容は示されていますが、数値目標に関する情報は含まれていません。やはり目標数値は大切に思います。 目標数値は、多文化共生の施策の進捗を測るために重要です。具体的には、外国人市民の生活環境の改善や、地域社会への参画促進のための数値目標を設定することが考えられます。例えば、外国人市民の相談件数や、地域活動への参加率などを示してほしいです。		本基本方針は、多文化共生施策の基本的な方向性を明らかにし、その取組内容について記載したものであるため、活動指標や成果指標などの数値は設定していません。なお、 「第5章 多文化共生社会の実現に向け ○ た施策の推進」の「1 推進体制」において、市役所庁内の関係課による多文化共生施策の進捗管理などについて記載しているため、ご意見については、参考とします。 (通常版23 ページ)
----	--	---	--	--	--